九　事業開始後三事業年度における信用協同組合電子決済等取扱業に係る収支の見込みを記載した書面

十　信用協同組合電子決済等取扱業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十一　信用協同組合電子決済等取扱業を管理する責任者の履歴書

十二　信用協同組合電子決済等取扱業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第百九条の二十四において同じ。）

十三　信用協同組合電子決済等取扱業の顧客と信用協同組合電子決済等取扱業に係る取引を行う際に使用する契約書類

十四　委託信用協同組合との間の信用協同組合電子決済等取扱業に係る業務の委託契約書の案

十五　信用協同組合電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書の案

十六　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ　指定紛争解決機関（法第六条の五の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合　銀行法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七　その他参考となるべき事項を記載した書面

（信用協同組合電子決済等取扱業者登録簿の縦覧）

第百九条の十　金融庁長官等は、その登録をした信用協同組合電子決済等取扱業者に係る信用協同組合電子決済等取扱業者登録簿を当該信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあっては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

［条を加える。］

（財産的基礎）

第百九条の十一　銀行法第五十二条の六十の六第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　資本金の額が千万円以上であること。

二　純資産額（第百九条の九第七号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこと。

（心身の故障のため信用協同組合電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者）

第百九条の十二　銀行法第五十二条の六十の六第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信用協同組合電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

［条を加える。］

（あらかじめ届け出ることを要しない場合等）

第百九条の十三　銀行法第五十二条の六十の七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　委託信用協同組合から法第六条の四の三第二項第一号の委託を受けることをやめようとする場合

二　信用協同組合電子決済等取扱業の内容又は方法のうち、信用協同組合電子決済等取扱業の顧客からの申込みの受付方法以外の事項を変更しようとする場合

［条を加える。］